

【和歌山県】（和歌山市 以外）

各市町村の手数料に関する条例により規定されている。

【和歌山市】

区分		単位	金額
建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物	1平方メートル以内のもの	1個につき	400円
	1平方メートルを超え2平方メートル以内のもの		700円
	2平方メートルを超え5平方メートル以内のもの		1,100円
	5平方メートルを超えるもの		1,100円に5平方メートルまでごとに1,100円を加算した額
はり紙及びはり札		1件につき100枚までごとに	400円
立看板		1個につき	250円
置看板			500円
広告幕		1枚につき	400円
のぼり旗			250円
電柱、街灯柱その他電柱の類並びにアーチ及びアーケードの支柱並びに標識を利用する広告物		1個につき	400円
アドバルーン			1,000円
ぼんぼり			250円
備考			
1 形状及び意匠が同一のものは、1件とする。			
2 表示面積の変更を伴わない変更又は改造の許可等の手数料については、この表に定める額の2分の1の額とする。			